

群馬県前橋合同庁舎ほか23施設

電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気
(2) 需要場所 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設
詳細は別紙「群馬県合同庁舎等一覧」のとおり
(3) 業種及び用途 官公庁（事務所、学校）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
エ 標準周波数 50Hz
オ 受電方式 1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無 別紙「群馬県合同庁舎等一覧」のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 2,796kW

（上記契約電力は、令和7年4月現在の値であり、契約後の各月の契約電力は各施設におけるその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を合計した値とする。）

- イ 年間予定使用電力量 4,954,000kWh

（別紙「令和8年度予定使用電力量一覧」のとおり。積算で使用する数値であり、実際の使用量とは異なることがある。）

(3) 履行期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置の有無 有
イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
ウ 計量器の構成 別紙「群馬県合同庁舎等一覧」のとおり

(5) 需給地点

群馬県の施設した第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点 同上

(7) 保安上の責任分界点 同上

3 その他

- (1) 力率は期間中 100%を保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備については別紙「群馬県合同庁舎等一覧」のとおり。
- (4) 支払方法 毎月ごとの精算払いとする。

料金の支払いは施設管理者ごとに行うものとする。

請求額の算定にあたっては、施設毎の税込み金額を算定し、各施設管理者あてに請求するものとする。また、請求の際には、請求書のほかに各施設の使用量等の内訳を添付するものとする。

各施設管理者については別紙「群馬県合同庁舎等一覧」のとおり。

- (5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める供給条件等による。なお、燃料費調整及び市場価格調整については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、単価及び係数等については、みなし小売電気事業者が定めるベーシックプランと同等の条件によるものとする。なお、入札価格の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費等調整制度（燃料費調整及び市場価格調整）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については入札価格に含めないものとする。

- (6) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。

また、当該改造のために必要な作業は、発注者の業務に支障を及ぼさない範囲で行わなければならない。